

【太陽光発電設置規制について】

木野山

国は 2050 年までに二酸化炭素の排出を国全体でゼロにするという脱炭素社会の実現を掲げ、2030 年の温室効果ガス 46%削減目標を達成するため、太陽光などの再生可能エネルギーを最大限の導入を目標に上げています。

中でも太陽光発電の導入拡大が必要不可欠となっています。

しかしながら、太陽光発電については、近年、件数の増加に伴い、様々な形で太陽光発電が設置され、大規模な発電施設が景観を損ねることや、設置後の維持管理、整備の廃棄、火災時の危険性などに対する住民の不安の高まりや大規模施設などの設置による土砂災害の発生なども懸念され、地域住民とのトラブルの発生する事例も少なくありません。

また、太陽光発電用の原料はそのほとんどが外国産である上に、土地の売却先や太陽光発電会社やその関連会社のオーナーが外国資本である可能性が多く指摘されており、具体的にその実態も把握されていない状況が現実であります。

このことは、我が国の国防上大いに問題があると私は認識しています。

こういった中で、太陽光発電所の建設を規制する条例を設ける自治体が、地方自治研究機構の調査では令和3年4月の段階で146市町に上り、2年余りで2倍以上になっているそうです(朝日新聞)。県段階では兵庫、和歌山、岡山の3県で合計では全国で149条例となります。本年度ではもう少し増えている可能性もあります。

わが町においては、平成29年以来令和3年まで5年間の農地法第4条・5条申請の太陽光発電による許可面積は、174件 20万8,526㎡であり、実に20町歩を超える耕作可能農地が太陽光発電に転嫁されている状況です。頂いた農業委員会の資料によると、転用面積は平成24年度以降28万413㎡と28町歩を超えています

また、農地以外にも山林や耕作放棄された雑種地にも多く太陽光発電施設が設置されております。

太陽光発電施設設置の動向は今後も勢いは衰えず、今後は上記に示したような懸念が、わが町住民にも起きはしないか非常に危惧しているところでございます。

こういった状況を踏まえ、わが町においても「神石高原町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」や「神石高原町太陽光発電施設の設置等に関する条例」を策定する必要があるのではないか。

町長のご所見と、今後の対応策についてもお伺いします。

町長

太陽光発電は再生可能エネルギーの主力として施設の設置が拡大している状況です。

昨年10月に閣議決定された第6次「エネルギー基本計画」においても、安全性、安定供給、環境への適合、経済効率性を政策の大前提として、周辺環境との調和、地域と共生する形での適地の確保、安全対策強化等に取り組み、最大限の導入を促すことが示されています。

太陽光発電の実施に伴い、生活環境、自然環境への影響が懸念される状況を踏まえ、環境省では「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を令和2年3月に策定しました。

そのガイドラインは環境影響評価法や環境影響評価条例の対象ともならないような小規模の太陽光発電であっても、また、太陽光発電条例等が制定されていなくても、施設の設置・運用に関わる全ての主体が環境面での課題に気付き、それぞれが担う役割に応じて適切に環境配慮が講じられ事業が実施されることを目的としたものです。

さらに、全て太陽光発電事業者の責任において実行すべきものとして、資源エネルギー庁により2017年3月に策定、本年4月に改訂された「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」が示されています。

まずは、これらのガイドラインについての周知に取り組んでまいります。

木野山

質問の趣旨は、前段で申し上げました様に、そろそろわが町にも太陽光発電に関する設置条例が必要ではないかという趣旨のものです。

先程言われた、令和2年3月に環境省により策定された「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を読みますと、その中の第2章に、環境配慮のポイントとして詳しく述べられています。

①土地の安定性、危険地帯とかそんな事等ないように ②濁水(だくすい)の影響 ③騒音、工事の時などに発生する騒音 ④反射光、設置していると太陽の位置によって光が反射して眩しい ⑤工事に関する粉塵等、騒音・振動 ⑥景観、環境が損なわれ景色・景観が損なわれる ⑦動物・植物・生態系の変化があってはならない、専門家にしっかり聞いて行う必要あり ⑧人と自然のふれあいの活動の場、イベントや講演を行う設備などに影響があってはならない と8項目にわたり設計の場合の環境配慮における検討項目を挙げています。

ここに書いてある中に、ここで注意すべきは「環境配慮にかかる地域とのコミュニケーション」の項で、市町村や都道府県のウェブサイトなどを確認し、太陽光発電条例があるかどうかを把握し、あれば市町村や都道府県の担当窓口にお問い合わせ確認すること、という文言があることです。

また、国の定める、文化財保護法や環境条例、廃棄物処理法など各項目における関係法規・条例などに違反しないで順守するよう求めています。

市町村や都道府県の太陽光発電条例の有無しが判断材料になっており、大きなポイントを占めていると思います。

先程のご答弁で、まずは、これらのガイドラインについての周知に取り組んでまいります。との事ですが、いくら周知しても、あくまで国の示した「ガイドライン」であり、規制は出来ないのではないか。規制条項でなく、こういう事に気をつけなさいよ、という注意事項のようなものだ。周知するだけで良いのでしょうか。もう一つ踏み込む必要があると思いますが、どうでしょうか。

町長

踏み込んで、規制的なところは、これから太陽光発電を再生可能エネルギーの主力として進められるわけですから、もちろん危険な状態とか災害が懸念される場合は、ガイドラインを設け、罰則とか無いにしても、守って行く必要が行政にはあるので、条例を制定しても罰則規定というのは、もちろん設けられるものではないし、それが有る無しで条例が出来る出来ないというものではないと思っています。

ガイドラインが判断基準となるといわれたが、そういう事ではなく、有る場合は参考にしなさいよというもので基本的には現段階では、規制は必要ないと思っています。

木野山

ガイドラインがあれば規制条例は必要ない、というように理解して良いですね。

太陽光発電を設置してはいけないとは言っていません。国の方針ですから。

違反ではないが環境を阻害するものはこの町ではお断りしますよ。というような条例というかこういったものを作っておいたほうが太陽光発電をどんどん進められる方にとっても必要ではないかと思えます。後々の為に。

ウェブサイトの記事を読むと、朝日新聞の関係のサイトですが一つ紹介をしますと、太陽光発電所と住民のトラブルとして奈良県のほうの例が載っていました。

メガソーラー発電計画について住民団体が「森林伐採で土砂災害の危険性が高まる」などとして反対運動を展開された。今年3月には工事の差し止めを求めて住民の方が奈良地裁に提訴された。提訴しても町側は担当者が、町には太陽光発電所を制限する条例がなく、法律に基づいた指導は行えない。担当者は「必要な手続きを満した事業者を拒むことはできないし、工事を止める権限もない」と静観する立場であった。これに対し、住民団体代表は「行政が動かないなら司法に訴えるしかない」と提訴された。こういった例が載っておりました。このウェブでは、

太陽光発電をめぐるトラブルは他の地域でも起きており、近年多発する自然災害で、太陽光パネルが強風に吹き飛ばされたり、発電施設がある斜面が豪雨で崩落したりする事例が相次ぎ、二次災害や環境破壊を懸念する声は根強く、こうした中、トラブルを未然に防止しようと、条例制定を急ぐ自治体が増えている。と纏めてありました。

わが町においても、農業委員会にお聞きをすると、太陽光発電施設設置のために危険地帯や地すべり地帯や地域住民の生活権を侵害するような周辺地帯への転用許可申請があった場合でも安全対策をしっかり確保するという観点で、これは認められないな、不許可にしようかと思っても申請書類の提出など手続きが完全に整えてあれば、認めざるを得ないという風なことだという事です。

県へ相談すると裁判をすると負けるから申請許可せざるを得ないと言われるそうです。という事は、条例があればそれを糧に幾らかは抗弁できるけれども、何も無かったらもう形が整っておれば、近隣の住民の印鑑でも貰ってあれば前に進んでしまう。

こういう事を防止するためには、どうしても条例とか規制といったものが有ったほうが良いとも言わ

れていました。

これから太陽光発電施設設置はどんどん進んでいく訳ですから、国が率先をしているのですから、わが町にもどんどん彼方此方(あちこち)に申請が出ると思いますし、先程言いました様に、かなり設置も進んでいますので、これからはそう言ったある意味では生活権を脅(おびや)かすとか、ここは少し危ないなといった処に申請が出てくる可能性が無きにしも非ず。また誰がこの申請を出しているのか分からないようなものも出てくる可能性が無きにしも非ず。ですから、こういった事を防止するためにも、やはりそろそろ考えても良いのではないかと私は思います。

単に周知するといっても、どこへ周知するのか、今は町内業者ばかりでは無いのですから、もう少し踏み込んで真剣に考えてほしいと思います。

町長

言われることは理解できます。ただ先程言いましたように生活環境に影響を及ぼすとか危険だろうという判断を誰がするのか、行政が全部その申請書をチェックし、設計図面を全部見て環境を行政がチェックしてこれはダメですとかいう判断するのか。そこまで条例で縛っている処はないのではないかと思います。

そうすると、条例については全く条例を作らないという事ではありません。

どこまでその効力が有るのか考えていく必要があると思いますし、近隣の住民の同意をとるという事になると、町有地に設置するという事ではないので、地権者が太陽光発電の業者と協議してそこに設置するかどうかされる訳で、一人でも反対があれば出来ませんよ、と言うような事が制限できるのかといった事もありますので現段階でガイドラインを周知することで行きたい。

将来的にそういった課題が出てきたり、制限をかける必要があるようであれば条例の制定にも取り組んでいきたいと思っています。

木野山

条例そのものを見て誰が判断をするのかという事ではなく、ガイドラインを参考にしながら書いてあることを条例で定めることにより、危険なところはそこに定めてあれば出来ないのであって、判断がどうという事ではない。書いてあれば良いのですから。と思います。

おそらく全国の市町149市町、宮崎県がこの10月に作ると載っていましたので県段階で4県となります。このようにどんどん条例が制定されてきています。

「良いまちづくり」の施策の一つだと思います。あとからすると言うのではなく、これからどうなるかを予測しながら早めに対応することも肝心なのではないかと私は思います。太陽光そのもののメリット・デメリットについては諸説色々あるのでここでは申しませんが、太陽光発電が全部が全部国が求めるような完璧な施策ではないと私は思っております。そういった事を踏まえながら、もうそろそろ今年か出来なければ来年でも条例をつくるべきではないかと。

あるいは他市町の条例について勉強会とか検討会とか協議会を設置頂いて検討するお気持ちは有りませんか。

町長

協議会を作るかどうかは別として、先程答弁申し上げたことを踏まえ検討していきたい